

SHINPOU

社会保険新報

2025.5

No.894



バラが咲き誇る赤坂プリンス クラシックハウス(千代田区)



INDEX

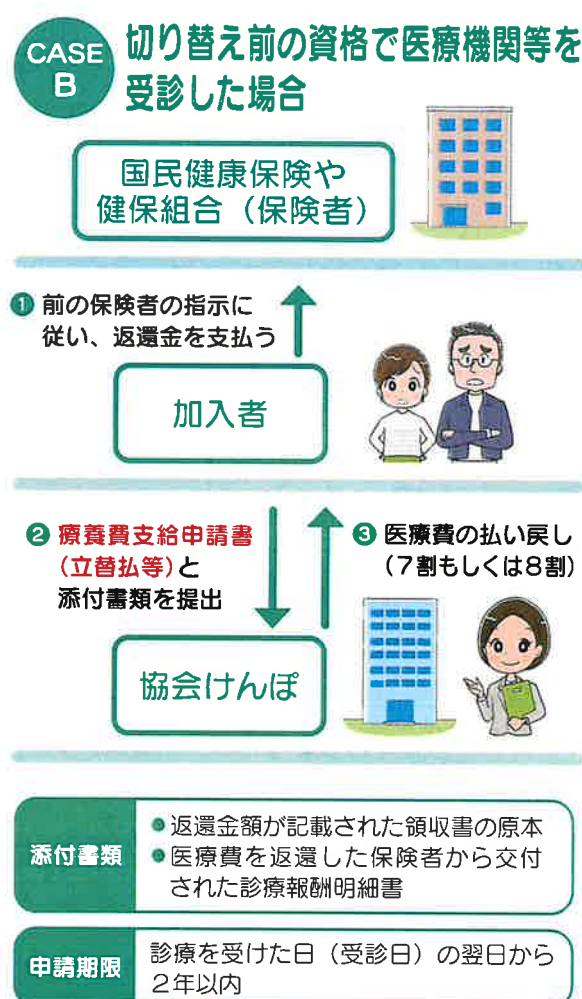
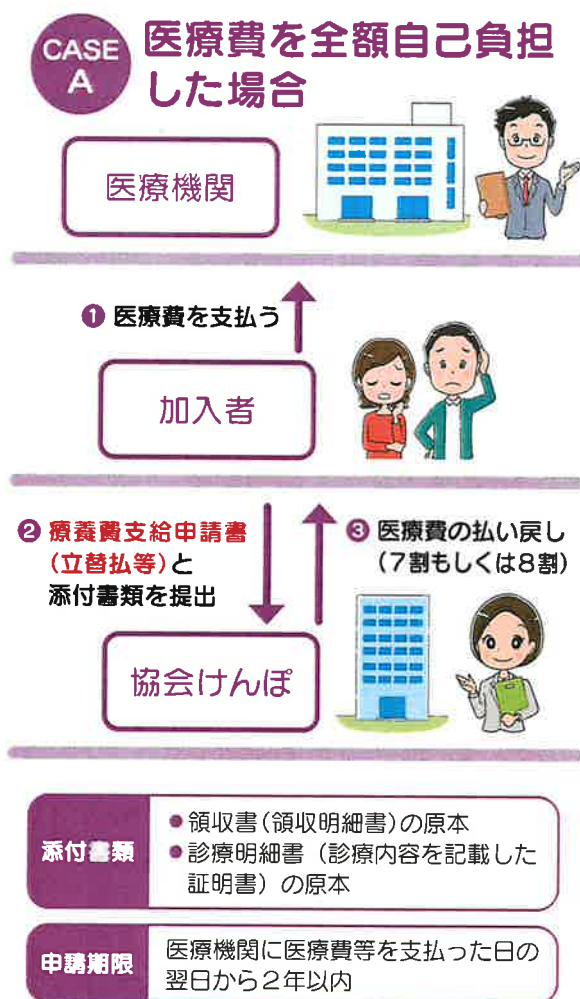
- 協会けんぽ東京支部 療養費支給申請書(立替払等) (P2) 健康保険委員 (P3)
- 日本年金機構 外国人従業員を雇用したときの手続き (P4) 随時改定(月額変更届) (P5)
- フィオーレ健診クリニック 一般差額ドック/付加健診 (P6)
- 東京社会保険協会 ☐ オンライン 改正育児・介護休業法/舞台「サザエさん」 / ☐ 会場型 社会保険の基礎知識/入会案内 (P7)
- 実務に役立つ! 企業の適切なハラスメント対応策① (P8)

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

医療費を全額負担したとき 療養費支給申請書（立替払等）

4月は就職や退職などに伴い、健康保険の資格が切り替わる時期です。マイナ保険証が使用できなかった等で**医療費を全額自己負担**した場合には、**療養費を申請することにより、払い戻し***を受けられます。
※払い戻しが受けられるのは、支払った医療費のうち、健康保険で認められる費用から一部負担金の額を差し引いた額です。

療養費（立替払等）申請の流れ



次の点にご注意ください！

- 支給決定後は、提出書類（領収書等）の返却はできません。自治体等の医療費助成（こども医療費助成等）の申請を予定されている場合は、事前に自治体等へご確認ください。
- 健康保険の給付を受ける権利は、**消滅時効の起算日から2年で時効**になります。上記の「申請期限」を過ぎると、払い戻しを受けることはできなくなります。
- 医療機関に支払った額（返還した額）のうち、**保険診療と認められていない費用（消費税等）は、払い戻しの対象外**となります。

療養費支給申請書（立替払等）
のダウンロードはこちら



協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶ このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部（TEL 03-6853-6111）まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

健康保険委員に登録しませんか

協会けんぽ東京支部では、**事業所と協会けんぽをつなぐパイプ役**として、**健康保険委員の登録**をお願いしています。ご登録いただくと、協会けんぽからの特典が受けられます。



健康保険委員の役割

日常業務に支障のない範囲でご協力いただいています

- ✓ 協会けんぽからのお知らせなどを社内に周知する**広報活動のサポート**
- ✓ 社員からの健康保険の質問に答える**相談役**
- ✓ 社員とご家族の健康づくり、健診などの各種事業の**推進支援**
- ✓ 協会けんぽのアンケートにご協力いただくなどの**モニター活動**



登録条件

協会けんぽ東京支部の加入事業所に勤務する被保険者（本人）



登録料・年会費などは一切いただきません！
無料で登録できます



登録方法

協会けんぽホームページの「健康保険委員お届け用紙」に必要事項を記入のうえ、FAXまたは郵便でお送りください。

健康保険委員の登録はコチラ



登録すると、4つの特典が受けられます！

1

協会けんぽGUIDE BOOK

健康保険制度や申請書の記入方法をまとめた冊子をお配りします。加入者・事業主の皆様が給付金の申請を行う際の参考としてお役立てください。



2

ヘルスケアサポート

（スポーツクラブの優待利用等）

スポーツクラブの施設利用料の割引が受けられます。被保険者（本人）だけでなく、被扶養者（家族）も割引対象です。



3

研修会

健康保険事務や健康づくりに関する健康保険委員限定の研修会にご参加いただけます。



4

健康保険委員専用サイト

「協会けんぽ東京パートナーズサイト」において、協会けんぽの事業に関する情報を随時お知らせします。



協会けんぽ東京支部 LINE公式アカウント

友だち募集中！

友だち登録方法

- ・右の二次元コードから読み取り
- ・アカウント名「協会けんぽ東京」で検索
- ・ID「@kenpo_tokyo」で検索



健康づくり等、役立つ情報を配信します！



協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶ このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111) まで



外国人従業員を雇用したときの手続き

健康保険・厚生年金保険に加入している適用事業所（会社、工場等）に常時使用される方は、国籍や性別、賃金等に関わらず、被保険者（70歳以上は健康保険のみ加入）となります。外国籍の従業員を採用したときは、事業主は「被保険者資格取得届」を日本年金機構へ提出してください。提出にあたり、**資格取得時の本人確認**が必要となります。



資格取得時の本人確認の事務手続き

日本年金機構では、公的年金にかかるサービスの向上および本人確認の徹底や個人番号（マイナンバー）制度の円滑な施行のため、基礎年金番号と個人番号（マイナンバー）との結び付けを行っています。「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令」により、「健康保険（船員保険）・厚生年金保険 被保険者資格取得届」を提出する際は、**個人番号（マイナンバー）または基礎年金番号の確実な記入**をお願いします（記入がない場合は返戻します）。

個人番号（マイナンバー）を有していない短期在留外国人や海外居住者で、過去に本人確認を行っていない方については、次の書類により本人確認を行いますので、書類の写しを日本年金機構に送付してください。



短期在留外国人の本人確認

旅券の身分事項のページの写しと、（ア）旅券の資格外活動許可証印のページ、（イ）資格外活動許可書、（ウ）就労資格証明書のいずれかの写し

海外居住者の本人確認

日本国内に居住している方に準じて、運転免許証、旅券（有効期限内のパスポート）、国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付き）等の写し



外国人従業員が家族を被扶養者にする手続き

健康保険の被保険者となった方に被扶養者がいる場合または被扶養者の追加があった場合は、事業主を経由して「被扶養者（異動）届」を日本年金機構へ提出してください。被扶養者に該当する条件は、日本国内に住所（住民票）を有しており、被保険者により主として生計を維持されている等です。ただし、日本国内に住所を有していても、日本国籍を取得しておらず、特定活動（医療目的および長期観光）で滞在する場合は、被扶養者には該当しません。なお、海外在住者で特例的に被扶養者に認定されるケースもあります。日本年金機構ホームページ【**被扶養者における国内居住要件の追加について**】をご確認ください。



外国人従業員が退職したときの手続き

健康保険・厚生年金保険に加入している外国人従業員が、退職または契約変更等により、資格基準を満たさなくなったときは、事業主は「被保険者資格喪失届」を日本年金機構へ提出してください。また、短期在留の外国人従業員が退職して自国へ帰国する場合、脱退一時金の制度があります。詳しくは、日本年金機構ホームページ【**短期在留外国人の脱退一時金**】をご確認ください。

外国人従業員は上記以外にも、標準報酬月額を決定するための算定基礎届や月額変更届、賞与を支給した際の賞与支払届等、日本人従業員と同じ手続きが必要です。詳しくは、日本年金機構ホームページ【**健康保険・厚生年金保険の適用関係届書**】をご確認ください。



詳細は 日本年金機構 外国人従業員 雇用 検索 に掲載しています。



日本年金機構からの

Japan Pension Service

お知らせ

報酬(給与)が大幅に変わったとき 随時改定(月額変更届)

被保険者の報酬(給与)が昇給または降給等の固定的賃金の言動に伴って大きく変わったときは、算定基礎届による定時決定を待たずに標準報酬月額を改定します。これを**随時改定**といいます。随時改定は、次の3つの条件をすべて満たした場合に、**変更後の報酬(給与)**を初めて受けた月から起算して**4か月目の標準報酬月額(6月支払いの給与に変動があった場合は9月分の標準報酬月額)**から改定されます。



随時改定は次の3つの条件を満たす場合に行います

1 昇給または降給等により固定的賃金に変動があった

固定的賃金とは、**支給額や支給率が決まっているもの**をいいます。その変動には、次のような場合が考えられます。

- 昇給(ベースアップ) / 降給(ベースダウン)
- 給与体系の変更(日給から月給への変更等)
- 日給や時間給の基礎単価の変更(日当、単価)
- 請負給・歩合給等の単価や歩合率の変更
- 住宅手当・役付手当等の固定的な手当の追加、支給額の変更

給料UP!



2 変動月からの3か月間に支給された報酬(非固定的賃金を含む)の平均月額に該当する標準報酬月額とこれまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた

厚生年金保険では、被保険者が受け取る給与(基本給のほか、残業手当や通勤手当等の非固定的賃金を含めた税引き前の給与)を一定の幅で区分した報酬月額に当てはめて決定した標準報酬月額を、保険料や年金額の計算に用います。現在の厚生年金保険における標準報酬月額は、1等級(88,000円)から32等級(650,000円)までに分かれています。報酬月額は、給与(残業手当や通勤手当等の非固定的賃金を含む)に加え、事業所が提供する宿舍費や食事代等の**現物給与**の額も含めて決定されます。



現物給与って、どのようなものをいうの?

報酬(給与)は、金銭で支給されるのが一般的ですが、住宅(社宅、寮等)の貸与、食事、自社製品、通勤定期券等で支給するものを**現物給与**といいます。現物給与で支給するものがある場合は、対象となる現物を通貨に換算し、金銭と合算して標準報酬月額を決定します。現物給与の価額については、日本年金機構ホームページ【**全国現物給与価額一覧表**】でご確認ください。

3 3か月とも支払基礎日数が17日(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日)以上である

支払基礎日数とは、**給与計算の対象となる日数**をいいます。日給制や時給制の場合は出勤日数、月給制や週給制の場合は暦日数で計算します。

- 従業員(被保険者)が随時改定に該当したときは、事業主は「**健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届 / 厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届**」に被保険者の報酬月額等を記入して、事務センターまたは管轄の年金事務所へ提出(電子申請・郵送・窓口持参)してください。
- 随時改定等の具体的な事例については、日本年金機構ホームページ【**標準報酬月額の定時決定及び随時改定の事務取扱いに関する事例集**】をご確認ください。

詳細は



日本年金機構

Japan Pension Service



随時改定

検索

に掲載しています。

東京社会保険協会  フィオーレ健診クリニック からのお知らせ

協会けんぽ生活習慣病予防健診をご予約の皆様へ

差額料金の
追加で**一般差額ドック**に変更できます

生活習慣病予防健診（一般健診）受診対象の方に向けて、検査内容がより充実したオリジナルコースをご用意しています。
オリジナルコース（一般差額ドックA・B）への変更をご希望の場合は、下記までお電話にてお申し込みください。

検査項目	生活習慣病予防健診 （一般健診）	一般差額ドックA	一般差額ドックB
診察/身体計測/血圧/血液/尿/便潜血/ 心電図/胸部レントゲン/胃部レントゲン	●	●	●
腹部超音波*1/尿沈渣/眼底/肺機能/ 血液（アミラーゼ・HbA1c*2など）		●	●
B型肝炎/梅毒/炎症性反応/ 前立腺（男性のみ）*3			●
コース料金	5,282 円	16,117 円	23,817 円
生活習慣病予防健診との 差額	—	+ 10,835 円	+ 18,535 円

*1 腹部超音波	エコー検査で肝臓、腎臓、脾臓、膵臓、腹部大動脈などの病変の有無を検査します。
*2 HbA1c	過去1～2か月の血糖値の状態を検査します。 空腹時血糖値とともに糖尿病の診断に有用です。
*3 前立腺（男性のみ）	前立腺がん、前立腺肥大で高値を示す腫瘍マーカーです。 特に40歳以上の男性にオススメです。

☑ 詳細な検査項目はこちらでご確認ください！
<https://www.k-fiore.jp/guide/kenpo/over35/#list>


 40・45・50
55・60・65
70歳が対象
付加健診の対象年齢が拡大

40歳、50歳のみだった付加健診の対象年齢が、40歳～70歳の5歳刻みに拡大。
2025年度に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳になる方は、付加健診、付加差額ドックを受診できます。

付加健診（一般差額ドックAと同じ項目）	7,971 円
付加差額ドック（一般差額ドックBと同じ項目）	16,903 円

☑ 対象年齢はこちらでご確認ください！
<https://www.k-fiore.jp/guide/kenpo/fukakenshin/>

※本ページに記載の料金はすべて税込です。



一般財団法人 東京社会保険協会

フィオーレ健診クリニック

〒160-0022 東京都新宿区新宿7-26-9 フィオーレ東京



都営大江戸線・東京メトロ副都心線

「東新宿」駅 A2出口から 徒歩1分



健診予約専用ダイヤル

03-5287-6211

月～金曜日（祝日を除く） 9：00～17：00

土曜日（健診実施日のみ） 9：00～12：00

<https://www.k-fiore.jp/>

健康診断の詳細は、ホームページをご覧ください。

オンラインライブセミナー

令和7年4月1日施行 改正育児・介護休業法

仕事と育児・介護の両立をめざし、子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現、介護離職防止のための両立支援制度の強化等、制度改正の内容や事務担当者が注意すべき点を解説します。

日時 **5月21日(水)** 13時30分～15時30分

受講形式 Zoom配信 **無料**

定員 500名

申込締切 配信終了まで

講師 特定社会保険労務士 緒方 香織
(社会保険労務士法人 吉祥寺HRオフィス)



講習会・セミナー ▶ オンラインライブセミナー

会場型講習会

社会保険の基礎知識

今年度は会場を3か所に拡大し、より多くの方にご参加いただけるようになりました。健康保険や厚生年金保険の仕組み、手続きのポイント等、**実務担当者**に役立つ内容を解説します。

日時 **7月15日(火)** 10時～16時

会場 電設年金会館 (新宿区)

定員 125名



日時 **7月23日(水)** 10時～16時

会場 東実健保会館 (中央区)

定員 145名



日時 **7月28日(月)** 10時～16時

会場 たましんRISURUホール (立川市)

定員 60名

料金 会員 **無料** [一般15,000円]

申込締切 **6月10日(火) 15時まで**

講師 特定社会保険労務士 小林 元子
(がんこ社労士事務所)

- 複数名参加希望の場合は、それぞれお申し込みください。
- 抽選の際は、**会員を優先**します。
- 申込期間外のお申し込み等、不備がある場合は受付できません。

【予告】労働保険の基礎知識 (会場形式)

日時 **9月17日(水)・18日(木)** 各日10時～16時

会場 家の光会館 (新宿区)

申込期間 **8月13日(水) 15時まで**

講師 特定社会保険労務士 石和 信人

※詳細は、「社会保険新報」7月号およびホームページに掲載します。

講習会・セミナー ▶ 会場型講習会

観劇会

舞台「サザエさん」



公演日 **6月の特定日**

※各日10枚

会場 明治座 (日本橋浜町)

料金 会員 **8,000円**

[定価 S席13,000円]

販売期間 **5月23日(金)まで**

※チケットは、公演当日に明治座1階の受付でお受け取りください。

会員特典 ▶ 観劇・コンサートのご優待

「社会保険新報」
メルマガ会員の皆様

一般財団法人 東京社会保険協会

入会のご案内

ホームページから
簡単に入会できます！

東京社会保険協会は、社会保険制度の普及・発展に寄与し、会員とご家族の健康増進や福利厚生に関する事業を行っています。入会されると、WEBセミナー・会場型講習会の受講(無料)やレジャー・宿泊施設の優待、会員健診等、さまざまな特典がご利用できます。事業所単位での入会となりますので、未加入の事業所はぜひご検討ください。

- **対象** 東京都内における健康保険および厚生年金保険の適用を受けている事業所
- **年会費** 事業所の被保険者数によって異なります。



東京社会保険協会

会員事業課 TEL:03-5292-3596

詳細はホームページをご覧ください

<https://www.tosyakyo.or.jp>





企業の適切なハラスメント対応策①

特定社会保険労務士 田所 知佐（ドリームサポート社会保険労務士法人）

いじめ・嫌がらせを意味する「ハラスメント」。すでに広く認知されている言葉ですが、ここでもう一度、企業が行うべきハラスメント対策について整理しておきましょう。

職場の代表的なハラスメント

アカデミックハラスメント（アカハラ）、スメルハラスメント（スメハラ）等、ハラスメントの種類はいろいろありますが、職場の代表的なハラスメントには、次の4つがあります。

セクシュアルハラスメント （セクハラ）

- 性的な言動を拒否したことなどで、降格などの不利益を受けること
- 性的な言動により職場の環境が不快なものとなったため、能力の発揮や就業環境に悪影響が生じること

※同性に対するものも含まれます。

※「女らしい」「この仕事は男には無理」など、固定的な性別役割分担意識に基づいた言動はセクハラの原因になりえます。

パワーハラスメント （パワハラ）

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適切な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または、職場環境を悪化させること

※部下から上司、同僚に対するものも含まれます。

マタニティハラスメント （マタハラ）

妊娠・出産・育児等を理由に、解雇・雇止め・降格などの不利益な取扱いを行うこと

※会社が一方的に実施した育児時間確保のための異動や、過剰な配慮なども、マタハラになりえます。

※男性に対するマタハラを、パタハラといいます。

カスタマーハラスメント （カスハラ）

顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為のこと



特に、カスハラについては、近年非常に注目されており、令和2年1月に策定された厚生労働省の指針には、顧客等からの著しい迷惑行為に関して、事業主は、「相談に応じ、適切に対応するための体制の整備」や「速やかに被害者に対する配慮のための取組を行うことが望ましい」と明記されています。すでに小売業やサービス業などでは、ホームページや店内にて、カスハラに関する掲示などが見られます。

企業への影響は大きい

ハラスメントは、モチベーションの低下やメンタル不調などの被害者への影響、懲戒処分や法的責任などの行為者への影響はもちろん、右のように企業へも大きな影響を与えます。よって、企業はハラスメントへの適切な対応が必須となるのです。

- ① 問題解決に至るまでの時間・労力・コスト
- ② 企業風土の悪化、業績低迷、人材流出
- ③ 法的責任：安全配慮義務違反等
- ④ 企業のイメージダウン、信頼失墜

『社会保険新報』2025年6月号では、「ハラスメント予防策の3ステップ」等について解説します。

労務管理に関する内容は、会員向け広報誌『協会だより』にも掲載します。

記事提供／日本年金機構 新宿年金事務所・全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部

編集・発行／一般財団法人 東京社会保険協会 〒160-8407 東京都新宿区新宿7-26-9 電話 03 (3204) 8877 (大代表)

ホームページ <https://www.tosyakyo.or.jp>